



# In depth

## A look at current financial reporting issues

2020年11月2日  
No.2020-07

### 英国のEU離脱(Brexit / ブレグジット)決定による会計上の影響

#### 要点

本資料では、英国の財務報告フレームワークへの変更を含む、英国のEU離脱(ブレグジット)に伴う会計および財務報告上の影響を検討します。一部の企業にとって、特にコロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を併せて考慮すると、これらの影響は重要になる可能性があります。影響は、次のようなものが考えられます。

- 英国における財務報告規則の変更
- 開示の拡充
- 減損
- 評価の見積りに関する課題
- ヘッジ会計に対する脅威
- 追加の引当
- 税金の処理の変更
- 配当方針への影響

#### 背景

##### 1. 背景

英国は、2020年1月31日に欧州連合(「EU」)から離脱しました。その後、2020年12月31日まで移行期間があります。移行期間において、英国はもはやEU加盟国ではないものの、依然としてEU規則の対象となり、EU関税同盟のメンバーであり続けます。英国のEUとの将来の貿易関係は、依然として交渉の対象となっています。

英国企業は、この新たな政治状況が企業組織にどのような影響を与えるかを検討しなければなりません。移行期間の残りの期間中における、契約が成立するかしないかの離脱交渉の結果にかかわらず、英国でビジネスを行う多くの企業にとって大きな変化が生じる可能性は高いといえます。しかし、ブレグジットは、英国でビジネスを行う

企業だけの問題ではなく、英国の企業と取引を行う外国企業および英国で実質的にビジネスを行っている企業グループにも影響を与える可能性があります。

一部の企業にとって、特にCOVID-19の影響([In depth INT2020-02](#) (和訳は[こちら](#))を参照)を併せて考慮すると、これらの影響は重要になる可能性があります。

## 2. 英国の財務報告フレームワーク

英国の会社法の多くの側面(企業の財務報告に適用されるものとして)は、英国のEU加盟に由来します。下記の2つの主要な問題に対処するために、変更が行われました。

- EUが採用したIFRSに基づいて連結財務諸表を作成することを要求するEU規則に、今後は拘束されない場合、英国の上場企業は何をすべきか。
- 2006年会社法におけるEUまたは欧州経済地域(EEA)への各種の参照をどのように扱うべきか。

多くの場合、新たな法律要件は、実務上ほとんど影響を及ぼさないが、一部の企業に関連性のある例外規定や免除にはいくつかの重要な変更があります。詳細については、[In brief UK2020-03](#) (英語のみ)をご参照ください。

## 3. 記述的な報告(narrative reporting) – 戦略報告書およびガバナンス報告書

ブレグジットは、事業モデルの断絶からリスク特性の変化、戦略上の選択、ステークホルダーとの関係、営業成績および財務業績に至るまで、さまざまな事項に影響を与える可能性があります。

同時に、企業、政府、より広い社会との関係、および取締役会がブレグジットによって生じた断絶をどのように乗り切るかについても厳しく注視されることとなります。

ブレグジットが企業のリスク管理やプロフィール、そして、その結果としてより広い範囲の記述的な報告にどのような影響を与える可能性があるかを検討する一助とするため、以下では一連の質問項目を示しています。

### リスクの評価、識別および分析

- 事業モデルや戦略を考慮すると、ブレグジットは企業に実質的に直接的または間接的な影響を与える可能性が高いか。
- それらはどのような影響か。また、短期的な影響か、または長期的な影響か。
- ブレグジットは、潜在的な影響が既存の主要なリスク全体に広がる事象と見なされるか、それとも新しい主要なリスクと見なされるか。

### リスク管理とガバナンス

- 経営者や取締役会によってブレグジットの主要な影響に対処するために、何が行われているか、あるいは何が行われる予定か。
- 取締役会は、ガバナンスや戦略の設定という自らの役割に関連して、ブレグジットを評価するために、この1年の間にどのような行動をとったか。
- 取締役会は、ブレグジットに関連する意思決定において、ステークホルダーと協議し、彼らの利害を考慮しているか。
- 取締役会は、ブレグジットをどのように乗り切るかに関する意思決定の長期的な影響について検討しているか。

## 記述的な報告への影響

上記の質問に対する回答を考慮し、次のことを行う。

- 識別した影響を記述的な報告のさまざまな側面に織り込む必要がある。
  - 市場の動向と要因
  - 戦略
  - 事業モデル
  - リスク
  - 継続企業の前提と存続可能性
  - ステークホルダーとの関係(従業員、サプライヤー、顧客など)
  - 2006年会社法172条(1)に規定された事項(会社の成功の促進のために考慮すべき事項)を取締役会がどのように考慮したか
  - コーポレートガバナンス
- 開示領域間の整合性を保つことが重要となる。例えば、リスクに関する開示は、継続企業の前提や存続可能性の記述についての評価および開示と、さらには戦略上の優先事項と整合しているか。その内容は、財務諸表において使用される見積将来キャッシュ・フローと整合しているか。
- プレグジットに関する取締役会の意思決定が、適用されたガバナンスおよび戦略、ステークホルダー、意思決定の長期的な影響についての統合的な考え方を示すケーススタディとして活用できるかを検討する。
- 年次報告書が全体として公正で、バランスがとれており、理解しやすいものであることを確かめる。

## 4. 減損

*のれん、有形資産および無形資産、共同支配企業および関連会社への投資、リースの使用権資産などの非金融資産に及ぼす会計上の影響(IAS第36号)*

- プレグジットの帰結は、キャッシュ・フローに潜在的な悪影響を及ぼし、減損テストのトリガーになる可能性がある。プレグジット以前に実施されたのれんおよび耐用年数が確定できない無形資産の年次テストは、英国とEUとの将来の貿易関係の内容がより明確になるにつれて、年度末の財務報告において更新が必要になる可能性がある。株価が不安定な場合には、時価総額が純資産価額を下回ることがあり、これが減損テストのトリガーとなる。
- 減損テストの際に、増大したリスクおよび不確実性を考慮する必要がある。回収可能価額を算定する際に用いられた過去の時点(プレグジット以前)の予算および予測は、貸借対照表日時点の経済状況を反映するように修正することが必要となる。
- リスクおよび不確実性の増大を捉えるためには、期待キャッシュ・フロー・アプローチ(複数のシナリオを発生確率で加重)の方が、伝統的なアプローチ(単一の予測結果)よりも回収可能価額を見積もる際に適切となる可能性がある。新しい貿易協定の影響がより明確になるにつれて、最善および最悪のシナリオを考慮すると、可能性のある結果には幅がある可能性がある。考えうる変化の予想を期待キャッシュ・フローに反映するために経営者がどのアプローチを選択したかにかかわらず、その結果は、将来キャッシュ・フローの期待現在価値を反映する必要がある(追加的なガイダンスについては、In depth INT2020-02の[FAQ2.1.3](#)「How can impairment tests that incorporate cash flow forecasts be more reliably performed in periods of uncertainty?(不確実性のある期間においてキャッシュ・フロー予測を織り込んだ減損テストを信頼性をもって実施する方法)」(英語のみ)を参照)。
- 伝統的なアプローチを採用する場合、通常、予測のリスクの大部分は割引率に含まれる。しかし、複数のシナリオを持つモデルでは、予測のリスクの大部分は、様々なシナリオを介してキャッシュ・フローに含まれることになる。したがって、モデルが変われば割引率の更新も必要となる可能性がある。

- 割引率は、通常、企業の加重平均資本コスト(WACC)、企業の追加借入利率、およびその他の市場借入利率に基づく。典型的な調整の例として、英国のカントリー・リスク、英国ボンドの為替リスクおよびキャッシュ・フローが楽観的ないしストレッチした目標であるか、などが挙げられる。しかし、将来キャッシュ・フローの見積りに反映済みのリスクを割引率に反映したり、そのようなリスクについて調整したりすべきではない。これは二重計算を避けるためである。
- 将来キャッシュ・フローは、キャッシュ・フローが発生する通貨で、当該通貨の割引率を用いて見積もられる。使用価値の計算日の直物レート(すなわち、報告期間末日の直物レート)を用いて現在価値に割り引く。したがって、為替レートによる追加的な変動が、回収可能価額の算定を変える可能性がある。
- 今後数年間、特に最終年度における使用価値または処分コスト控除後の公正価値を計算するための信頼できる予測は、離脱日後のある時期まで解消されない重大な不確実性に晒される可能性がある。このような場合、PwCは、IAS第1号およびIAS第36号に基づき、見積りに用いた仮定、感応度および考え得る結果の範囲を開示することが非常に重要と考えている。

#### 金融資産に関する会計上の影響(IFRS第9号)

- 企業は、予想信用損失に基づいて減損を測定する必要がある。IFRS第9号のモデルは、信用リスクの著しい増大の有無を評価する場合(簡便的なアプローチの場合を除く)および予想信用損失を測定する場合の両方について、将来予測的な情報(マクロ経済情報など)の考慮を要求している。将来予測的な情報には、ブレグジットに関連する追加的なダウンサイド・シナリオ(損失発生リスクのシナリオ)を含めることが必要となる可能性がある。既存の予想信用損失モデルに含まれていない場合には、「補正(overlay)」によってこれを行うこともできる。

#### 実務的な影響

- 経営者は、ブレグジットの影響および今後行われる意思決定における期待キャッシュ・フローや金利への影響を注意深く監視する必要がある。輸出入の性質が変化し、コストやキャッシュ・フロー・モデルに影響を与える可能性がある。また、業界予測を考慮しなければならない。
- 異なる結果を反映するため、より洗練されたキャッシュ・フロー・モデルの使用を検討する。例えば、期待キャッシュ・フロー・アプローチの方が、単一の予測結果よりも、リスクと不確実性を捉えるための適切な基礎になる可能性がある。
- ブレグジットのシナリオが異なれば、経営者はリース、ローンその他の第三者との契約を変更または終了させる可能性がある。リストラクチャリングや余剰人員削減に加え、このような契約変更も、キャッシュ・フロー・モデルに影響を与える場合がある(なお、リストラクチャリングの影響は、企業がその行動にコミットし、引当金を認識している場合にのみ、使用価値モデルに織り込まれる)。
- 信用リスクの著しい増大の有無、および12ヶ月または全期間の予想信用損失がどの程度変化したかを評価できるような、関連するデータ(将来予測的なマクロ経済情報を含む)を収集する。

## 5. 評価

### 会計上の影響

#### 一般原則

- 資産および負債の中には公正価値で測定されるものもあれば、特定の状況において公正価値または類似のベンチマークまで評価減されるものもある(処分コスト控除後の公正価値まで評価減される売却目的保有の資産や正味実現可能価額まで評価減される棚卸資産など)。活発な市場における相場価格に基づく公正価値で資産および負債を測定する場合、目的適合性のある価格は貸借対照表日時点の価格である。これらの相場価格のその後の変動は、修正を要しない事象である。公正価値を見積る場合にも同じ原則が適用される。すなわち、見積りは貸借対照表日時点の市場データを反映していなければならない。その後の市場の変動について修正してはならない。しかし、後発事象が、市場参加者が貸借対照表日に合理的に仮定していたことの証拠を提供する可能性があり、そのような情報は財務諸表に反映する必要がある。

- レベル3のインプットは、その状況において入手可能な最善の情報(企業自身のデータを含む)を用いて作成しなければならない。しかし、合理的に入手可能な情報により他の市場参加者が異なるデータを使用することが示される場合には、企業自身のデータを修正する必要がある。測定日以降に判明した情報は、合理的かつ慣例的なデューデリジェンスにより測定日に追加の情報が特定された場合にのみ考慮される。

#### 棚卸資産

- 正味実現可能価額まで棚卸資産の評価減を行うことが必要となる可能性がある。

#### 公正価値で測定される投資不動産および有形固定資産

- 不動産価値のボラティリティがさらに増大する可能性がある。会計基準は必ずしも期末の評価を要求していないが、帳簿価額が期末の金額と著しく相違しないようにするために、十分に定期的な評価を行わなければならない。したがって、帳簿価額が公正価値と比べて著しく相違する可能性が高い場合には、貸借対照表日に再評価を実施する必要がある。
- 投資不動産を貸借対照表日の公正価値で測定しなければならない。企業は、貸借対象日時点で入手可能な市場データを最大限使用する必要がある。レベル3に分類される資産の公正価値測定に用いるインプットおよびモデルの更新が必要となる可能性がある。
- In depth INT2020-02の[FAQ2.6.1](#)「Impact of COVID-19 on investment property valuation」(英語のみ)では、不確実性が増大した際の投資不動産の評価に関する追加的なガイダンスを示している。

#### 金融商品

- 価格のボラティリティは、公正価値測定に直接的に影響を及ぼす場合もあれば(例えば、活発な市場で取引されている株式または負債性証券など、公正価値が市場価格に基づいて決定される場合)、間接的に影響を及ぼす場合もある(評価技法がボラティリティの高い市場からのインプットを基礎として用いている場合)。
- 取引の相手方がプレグジットの影響を受ける可能性のある業界や地域に携わっている場合、相手方の信用リスクおよび公正価値の算定に用いる信用スプレッドが増大する可能性がある。
- 公正価値測定の変化は、IFRS第13号で要求される開示にも影響を与える。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について要求される感応度分析も影響を受ける可能性がある。
- 企業は、公正価値測定で使用される評価技法およびインプットに関していくつかの開示を行わなければならない。その大部分は、年次財務諸表および期中財務諸表で要求される。これらには、プレグジットの影響および上記の事項を含めることが必要となる可能性がある。

#### 実務的な影響

- 独立した評価が追加的に必要となる可能性がある。
- 変更が必要となるかどうかを判断するために不動産価格および指標を評価する。
- 資産価値の変化が、予想信用損失の算定における担保価値に影響を与えるかどうかを評価する。
- 公正価値測定で用いたインプットの更新が必要かどうかを検討する。
- 企業は、組織内の異なる部門が異なる評価を行った場合には、使用したインプットとの整合性を確保する必要がある。例えば、予想信用損失の算定に用いられる将来予測情報は、現金生成単位の回収可能価額の決定に用いる情報と整合的でなければならない。

## 6. 外国為替レート

### 会計上の影響

- ・ 英ポンドの為替レートは、2016年の国民投票後の期間においてボラティリティが高まり、2020年12月31日に近づくにつれて再びボラティリティが高まる可能性がある。為替レートのボラティリティは、損益計算書の金額を表示通貨に換算するために用いる為替レートに影響を与える。実務上の理由から、取引日時点の実際レートに近似する平均レートを使用することが可能である。しかし、為替レートが著しく変動している場合には、平均レートの使用は適切ではない可能性がある。平均レートの使用はもはや適切でない可能性がある。
- ・ 決算日レートは貸借対照表日の直物レートでなければならない。このようなレートの貸借対照表後の変動は、修正を要しない事象である。

### 実務的な影響

- ・ 為替レートの把握方法を変更するためにシステムおよびプロセスの更新が必要となる場合がある。

## 7. ヘッジ会計

### 会計上の影響

- ・ 予定取引が実現するかどうか、あるいは実現の時期が変化する可能性がある。例えば、現在の不確実性により、将来の収益の時期や金額、計画していた債券の発行時期について変更が生じる可能性がある。
- ・ 予定取引をヘッジ対象に指定している企業は、当該取引の発生可能性が引き続き非常に高いかどうかを評価する必要がある。予定取引の発生がもはや見込まれない場合、過去にその他の包括利益に認識した利得または損失の累計額を資本から純損益に振り替える。予定取引の時期の変更により非有効部分が生じる可能性がある。
- ・ ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品の信用リスクの変化によっても、追加的な非有効部分が生じる可能性がある(さらに、相手先1社の信用リスクの変化がヘッジの経済的関係から生じる価値変動に優越するほどのものとなり、ヘッジ会計の中止となる可能性もある)。

### 実務的な影響

- ・ 最近の経済動向により、予定取引を実現する経営者の意図や能力がどの程度変化するかを評価する。
- ・ ブレグジットにより発生する追加的な非有効部分の影響を評価する。
- ・ 金融機関は、提供しているデリバティブの再編を行ったり、英国市場または特定の業界からの撤退を検討したりする可能性がある。そのため、一部のヘッジ手段が中止される可能性もあり、企業は、当初のリスクをヘッジし続けることが可能か、また、ヘッジの継続を望むかを検討する必要がある。

## 8. 金融リスクを含む財務諸表における開示

### 一般的な開示

- ・ 重要な判断、感応度およびリスク・エクスポージャーについて、ブレグジットの潜在的な経済的帰結が著しく影響を及ぼす可能性がある。
- ・ ブレグジットに関連する不確実性は、見積りの不確実性の重要な発生原因に関する企業の開示の文脈の中で取り上げることが不可欠である。IAS第1号は、企業が報告期間の末日時点で行う仮定であり、翌事業年度の資産および負債の帳簿価額に重大な修正をもたらす重要なリスクがあるものに関する情報を開示することを要求している。他の基準は、見積りに関する具体的な開示を要求している。例えば、主要な仮定に対して合理的に考え得る変更が非金融資産の減損の要因となる場合の開示である。見積りの不確実性に関する開示の拡充が必要となる可能性がある。例えば、より多くの項目に係る帳簿価額が翌年度中に重要性のある修正の対象となる可能性がある。

- 経営者は、また、継続企業として存続する企業の能力を評価する際に、プレグジットの潜在的な影響を考慮する必要がある。継続企業の前提に係る重要な不確実性については開示しなければならない。

#### 金融リスク

- 企業は、開示に反映させる必要のある信用リスク、流動性リスク、為替リスクおよびその他の価格リスクなどの金融リスクに変化があるかどうかを評価する必要がある。例えば、企業の金融資産に係る信用リスクの変化および、変化に対応するために経営者が行った活動の開示が必要となる可能性がある。その他にも、例えば資金源の変化など、流動性リスクに変化が生じた場合には、その旨を開示する必要がある。さらに、以下に示すように、金融リスクに影響を与えるその他の実務的な影響が生じる可能性もある。

#### 実務的な影響

- 経済環境の変化を考慮しながらリスク管理を分析し、修正が必要となる程度を評価する。
- 経済動向が企業の資金調達能力に影響を与えるかどうかを評価する。
- 解約条項(例えば、IFRS第15号の契約期間およびIFRS第16号のリース期間に関する条項)など、プレグジットの影響を受けるか、影響を受ける可能性のある個別の契約条件をレビューする。
- 資産および負債の価値の変動による契約違反を識別するために、契約条項の内容を検討する。

### 9. リストラクチャリングと人員

#### 会計上の影響

- 関連する基準では、各貸借対照表日において、予想および市況に基づき引当金の見積りを更新することを要求している。
- リストラクチャリング引当金は、現在の債務が存在する場合に認識される。現在の債務は、企業が詳細な公式の計画を有し、その計画についての妥当な期待を惹起している場合(これは通常、リストラクチャリングを行う意図の発表を伴う)にのみ存在する。
- 年金給付および現金決済型の株式に基づく報酬を含む既存の引当金について、以下を行うためにレビューを実施する必要がある。
  - 市場の変動による割引率の更新
  - 前提の変更(インフレ予想の変更など)による予想キャッシュ・フローの更新
- 株式に基づく報酬の業績条件の結果に関する予想を更新する必要がある。
- 新たな株式に基づく報酬制度の付与日時点の公正価値は、増大している可能性のある株価のボラティリティの影響を受けることになる。

#### 実務的な影響

- 引当金を認識すべきかどうか、およびその時期を識別するために、引当金に関する変更の影響の評価およびリストラクチャリング計画のモニタリングを継続する。
- 株式に基づく報酬契約をレビューし、株式市場に基づかない権利確定条件の変更を評価する。

## 10. 法人所得税の会計処理への影響

### 会計上の影響

- IAS第12号「法人所得税」は、負債は通常、報告期間の末日までに、納付が見込まれる額で認識され、制定または実質的に制定されている税率および法律に基づき測定されることを要求している。IAS第12号は、税法が国会を通じて制定されることを前提としている。ブレグジットにおいては、どのような協定によって置換えられるかが判明する前に、英国によるEUからの離脱の通知が制定されているため、通常とは異なる。事実上、EU条約第50条に基づくEU離脱の通知は、法的プロセスの始点であり、終点ではない。移行期間中、税法は変更されていない。
- 英国のEUとの将来の貿易関係によって、特定の税務上の取扱いに関連して生じる事項に重要な不確実性が残る。
- 重要な疑問点は、企業は、いつ法人所得税の会計処理にブレグジットの影響を反映させるかである。PwCの見解では、これは、SIC第25号「法人税—企業または株主の課税上の地位の変化」に基づく課税上の地位の変化を表すと考えられる。SIC第25号は、課税上の地位の変化は支配株主の海外への移動に際しても生じる可能性があるとして述べている。PwCは、英国がEU規則の対象でなくなる時点において、EU法の対象となる企業の課税上の地位が変化すると考えている。このアプローチでは、ブレグジットの影響を認識する時点は、税法における特定の変更が離脱日前に制定されない場合には移行期間の終了日、また、税法における特定の変更が制定される場合にはその制定日であることが示唆される。
- 税務上の帰結をいつ会計処理するかにかかわらず、企業は、開示の目的上、離脱協定による潜在的な税務上の影響および具体化するにしたがって英国とEUとの将来の貿易関係を評価する必要がある。すなわち、企業は、どのような形であれ撤退が行われると仮定した後に、潜在的な税務上の影響および納付予定額を継続的に再評価することになる。
- 移行期間中の交渉の結果次第で、企業が潜在的なエクスポージャーの存在に気付く可能性があるが、関連する金額を見積るのに十分なほどには交渉結果が明確でない可能性がある。この場合、すべての不確実な税務ポジションの場合と同様に、経営者が行った判断および潜在的なエクスポージャーについて高品質な開示を行わなければならない。
- 経営者は、特定の取引または特定の一連の状況において、税法がどのように適用されるかが明確でないときに、エクスポージャーに関して評価を行ってきている場合がある。IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」は、この分野についての詳細なガイダンスを提供している。税務当局が税務上の取扱いを受け入れるかどうかについて不確実性が生じる一般的な問題としては、例えば、国による補助が挙げられる。IFRIC第23号は、企業が採用する税務ポジションが税務当局によって受け入れられる可能性が高いかどうかを経営者が評価することを要求している。可能性が高いかどうかの評価は、事実または状況が変化した場合には見直しを行い続ける必要がある。このような変化には、EUとの交渉の結果に起因する変化が含まれる可能性がある。例えば、交渉が進捗するにつれて、または合意に達するにつれて、エクスポージャーに関して計上される義務が、もはや発生する可能性の高いアウトフローを表さないことが明確になる可能性がある。事実や状況が変化した場合、不確実な税務ポジションを再検討する必要がある。
- 上述のとおり、IAS第1号は、経営者が行った重要な判断および見積りの不確実性の主要な発生要因について開示することを要求している。IAS第37号の開示要求は、税務関連の偶発事象にも適用される。しかしこれらの開示要求は、IAS第1号に基づく見積りの不確実性の発生要因に関する開示よりも負担が大きい可能性がある。英国財務報告委員会(FRC)は、このような状況において、法人所得税に関する開示のテーマ別レビューでいくつかの開示例を示している。特に、ブレグジットに伴うリスクと不確実性についてより良い開示を求めるFRCの要請を踏まえると、これらは、FRCの企業財務報告レビューチームが、不明瞭またはボイラープレートな開示を行っている企業に疑問を呈する典型的な例となる可能性がある。また、英国の企業に重要性のある持分を有する海外企業グループもFRCのガイダンスを有用と考える可能性がある。このような企業グループは、ブレグジットに起因する税務上の不確実性の開示に関して自国の規制当局の見解も考慮する可能性がある。



## 11. 後発事象

貸借対照表日後の動向を反映するために財務諸表を修正しなければならないか、または、それらの動向による潜在的な影響について開示しなければならないか

### 会計および財務報告上の影響

- IAS第10号は、企業に対して、期末日後に入手可能となった情報について、以下のいずれに該当するかを決定するための評価を行うことを要求している。
  - 修正を要する後発事象：財務諸表の修正が必要
  - 修正を要しない後発事象：開示のみが必要
- ただし、移行期間が多くの企業にとっての期末である12月31日に終了することを考えると、貸借対照表日に存在する状況が実際どのようなものであるかは、依然として不確実性が存在する可能性がある。したがって、移行期間の末日後の情報の受領が修正を要する後発事象か修正を要しない後発事象かの決定には判断が伴うことになる。
- この動向が、報告日時時点で存在していた不確実性について追加の情報を提供すると合理的に考えられる場合には、この追加の情報を、修正を要する後発事象として貸借対照表日時時点の資産および負債の認識と測定に反映させることが適切である。例えば、貿易協定の一部が2021年の最初の数週間の間に明確になる可能性があるが、その場合、2020年12月31日現在に存在した状況に関して追加的な情報を提供する可能性が高い。しかし、法律の変更が期末後に制定された場合、修正を要しない事象を表す可能性が高くなる。
- 後発事象により財務諸表の作成における継続企業の前提がもはや適切ではないことが示されている財務諸表には、継続企業の前提は適用されない。当該事象が修正を要しない後発事象であっても、これに該当する。

## 12. 配当およびその他の分配

### 配当およびその他の分配について何を考慮する必要があるか

- 2006年会社法では、配当は分配可能な利益からのみ支払われることを要求している。また、企業が資本から分配を行うことを違法とする「資本維持規定」という慣習法も存在する。したがって、取締役は、分配に関する意思決定を行う際に、また支払時点においても、十分な分配可能利益があるかどうかを考慮しなければならない。実務上、これは、取締役は、直近の貸借対照表日後に、企業が分配可能利益を毀損する損失を被っていないかを考慮しなければならないことを意味する。事業によってはブレグジットの影響は重要となる可能性があり、COVID-19の影響も考慮すると、直近の貸借対照表日における分配可能利益が依然として存在していると想定すべきではない場合がある。
- さらに、取締役は、企業の資産を保全し、企業が支払期限の到来した債務を返済できる状態にあるようにするために合理的な措置を講じる義務を含む、受託者責任およびその他の義務を負っている。したがって、取締役は、提案された配当の支払後に企業が依然として支払能力を有するかどうかを特に考慮しなければならない。意思決定に達する際に、取締役は直近の貸借対照表日以降の企業の財政状態の変動を考慮しなければならない(上述の慣習法の要求事項)。また、配当の提案以降に著しく変化し可能性のある企業の将来の資金ニーズについても考慮する必要がある。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.